

令和7年 第9回 福岡市東区選挙管理委員会

5月20日（火）

【 議 題 】

- 1 議案第36号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第37号 選挙人名簿の登録を行う日について
- 3 議案第38号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について
- 4 議案第39号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

< 次 回 >

委員会 令和7年6月2日（月）午前10時～

議案第 36 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 5 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会

委員長 森 英 鷹

- | | | |
|---|-----------|-----------------|
| 1 | 抹消する者の数 | 811 人 |
| | 内訳 死亡者 | 217 人 |
| | 市外転出者 | 594 人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和 7 年 5 月 20 日 |

(根拠条文)

・公職選挙法第 28 条第 1 号及び第 2 号の規定による。

第二十八条(登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第二十七条(表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和7年5月20日 投票区別抹消者数一覽

投票区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1馬出第一	4	2	6	7	15	22	11	17	28
2馬出第二	2	2	4	4	12	16	6	14	20
3箱崎第一	1	0	1	8	1	9	9	1	10
4箱崎第二	3	1	4	9	10	19	12	11	23
5箱崎第三	4	3	7	8	8	16	12	11	23
6菅松第一	3	0	3	12	12	24	15	12	27
7菅松第二	1	3	4	20	10	30	21	13	34
8菅松第三	1	1	2	9	7	16	10	8	18
9松島第一	1	0	1	13	7	20	14	7	21
10松島第二	1	2	3	9	5	14	10	7	17
11名島第一	5	4	9	7	11	18	12	15	27
12名島第二	2	1	3	6	3	9	8	4	12
13千早	1	4	5	13	20	33	14	24	38
14千早西	1	3	4	2	4	6	3	7	10
15香陵	2	1	3	1	1	2	3	2	5
16香椎浜	5	5	10	0	1	1	5	6	11
17城浜	3	1	4	1	2	3	4	3	7
18舞松原第一	2	2	4	2	2	4	4	4	8
19舞松原第二	3	2	5	3	4	7	6	6	12
20若宮第一	5	0	5	5	6	11	10	6	16
21若宮第二	1	1	2	5	2	7	6	3	9
22香椎第一	3	2	5	2	8	10	5	10	15
23香椎第二	2	1	3	11	18	29	13	19	32
24香椎下原第一	4	1	5	9	4	13	13	5	18
25香椎下原第二	2	2	4	10	9	19	12	11	23
26香椎東第一	2	2	4	7	7	14	9	9	18
27香椎東第二	2	3	5	2	0	2	4	3	7
28香住ヶ丘第一	6	1	7	22	14	36	28	15	43
29香住ヶ丘第二	2	3	5	4	3	7	6	6	12
30和白第一	6	3	9	9	10	19	15	13	28
31和白第二	1	0	1	7	6	13	8	6	14
32三苦	4	3	7	9	6	15	13	9	22
33奈多第一	2	2	4	2	0	2	4	2	6
34奈多第二	2	1	3	4	7	11	6	8	14
35美和台第一	3	2	5	3	2	5	6	4	10
36美和台第二	6	1	7	12	9	21	18	10	28
37和白東第一	6	5	11	6	2	8	12	7	19
38和白東第二	0	1	1	8	5	13	8	6	14
39西戸崎第一	3	0	3	3	3	6	6	3	9
40西戸崎第二	1	3	4	1	1	2	2	4	6
41志賀第一	2	0	2	0	0	0	2	0	2
42志賀第二	0	0	0	1	0	1	1	0	1
43志賀第三	1	0	1	0	0	0	1	0	1
44照葉第一	1	0	1	0	0	0	1	0	1
45照葉第二	1	1	2	12	12	24	13	13	26
46多々良第一	6	5	11	14	9	23	20	14	34
47多々良第二	2	1	3	0	1	1	2	2	4
48八田	2	5	7	3	6	9	5	11	16
49青葉第一	1	1	2	1	2	3	2	3	5
50青葉第二	2	4	6	0	1	1	2	5	7
合計	126	91	217	306	288	594	432	379	811

参考②

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和7年4月18日現在登録者数			令和7年5月20日消			移			替			令和7年5月20日現在登録者数		
	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計
							男	女	計	男	女	計			
1馬出第一	2,737	3,067	5,804	11	17	28	13	18	31	12	14	26	2,725	3,046	5,771
2馬出第二	2,173	2,351	4,524	6	14	20	4	4	8	8	10	18	2,171	2,343	4,514
3箱崎第一	2,716	3,129	5,845	9	1	10	14	20	34	6	10	16	2,699	3,118	5,817
4箱崎第二	3,072	3,048	6,120	12	11	23	7	7	14	4	6	10	3,057	3,036	6,093
5箱崎第三	2,804	3,289	6,093	12	11	23	5	6	11	3	7	10	2,790	3,279	6,069
6宮松第一	3,068	2,809	5,877	15	12	27	13	11	24	12	15	27	3,052	2,801	5,853
7宮松第二	3,854	3,914	7,768	21	13	34	21	17	38	11	8	19	3,823	3,892	7,715
8宮松第三	3,160	2,892	6,052	10	8	18	10	6	16	5	6	11	3,145	2,884	6,029
9松島第一	3,031	2,575	5,606	14	7	21	6	7	13	7	6	13	3,018	2,567	5,585
10松島第二	3,302	3,372	6,674	10	7	17	7	9	16	6	9	15	3,291	3,365	6,656
11名島第一	4,546	4,981	9,527	12	15	27	12	19	31	7	14	21	4,529	4,961	9,490
12名島第二	1,938	2,095	4,033	8	4	12	6	13	19	4	10	14	1,928	2,088	4,016
13千早	5,014	6,358	11,372	14	24	38	10	17	27	23	31	54	5,013	6,348	11,361
14千早西	2,519	2,916	5,435	3	7	10	10	7	17	4	4	8	2,510	2,906	5,416
15香椎	2,195	2,635	4,830	3	2	5	2	4	6	2	1	3	2,192	2,630	4,822
16香椎浜	2,790	3,680	6,470	5	6	11	3	4	7	15	18	33	2,797	3,688	6,485
17城	975	1,463	2,438	4	3	7	3	5	8	2	1	3	970	1,456	2,426
18舞松原第一	1,756	1,992	3,748	4	4	8	1	6	7	4	1	5	1,755	1,983	3,738
19舞松原第二	2,171	2,591	4,762	6	6	12	5	7	12	15	10	25	2,175	2,588	4,763
20若宮第一	2,397	2,647	5,044	10	6	16	5	6	11	5	6	11	2,387	2,641	5,028
21若宮第二	1,402	1,448	2,850	6	3	9	4	6	10	4	1	5	1,396	1,440	2,836
22香椎第二	2,803	3,122	5,925	5	10	15	7	9	16	10	11	21	2,801	3,114	5,915
23香椎第三	2,516	2,896	5,412	13	19	32	5	12	17	7	13	20	2,505	2,878	5,383
24香椎下原第一	1,649	1,622	3,271	13	5	18	3	5	8	1	3	4	1,634	1,615	3,249
25香椎下原第二	4,641	4,201	8,842	12	11	23	13	10	23	13	9	22	4,629	4,189	8,818
26香椎東第一	2,933	3,176	6,109	9	9	18	8	9	17	3	8	11	2,919	3,166	6,085
27香椎東第二	2,461	2,705	5,166	4	3	7	2	2	4	5	5	10	2,460	2,705	5,165
28香住ヶ丘第一	4,639	4,481	9,120	28	15	43	18	14	32	16	14	30	4,609	4,466	9,075
29香住ヶ丘第二	2,372	2,732	5,104	6	6	12	5	11	16	4	3	7	2,365	2,718	5,083
30和白第一	2,440	2,536	4,976	15	13	28	8	10	18	13	7	20	2,430	2,520	4,950
31和白第二	2,796	3,219	6,015	8	6	14	7	7	14	5	2	7	2,786	3,208	5,994
32三苦	3,607	3,840	7,447	13	9	22	12	10	22	11	10	21	3,593	3,831	7,424
33奈多第一	2,326	2,670	4,996	4	2	6	1	1	2	8	4	12	2,329	2,671	5,000
34奈多第二	1,171	1,389	2,560	6	8	14	2	2	4	3	4	7	1,166	1,383	2,549
35美和台第一	2,907	3,316	6,223	6	4	10	6	10	16	5	9	14	2,900	3,311	6,211
36美和台第二	3,220	3,748	6,968	18	10	28	4	7	11	10	13	23	3,208	3,744	6,952
37和白東第一	2,586	2,793	5,379	12	7	19	8	3	11	10	4	14	2,576	2,787	5,363
38和白東第二	2,395	2,641	5,036	8	6	14	5	7	12	6	4	10	2,388	2,632	5,020
39西戸崎第一	1,781	2,032	3,813	6	3	9	3	3	6	10	5	15	1,782	2,031	3,813
40西戸崎第二	586	637	1,223	2	4	6	0	0	0	1	1	2	585	634	1,219
41志賀第一	412	480	892	2	0	2	3	1	4	2	1	3	409	480	889
42志賀第二	69	101	170	1	0	1	0	0	0	0	0	0	68	101	169
43志賀第三	101	106	207	1	0	1	0	0	0	0	1	1	100	107	207
44照葉第一	1,354	1,414	2,768	1	0	1	9	7	16	3	4	7	1,347	1,411	2,758
45照葉第二	3,842	4,293	8,135	13	13	26	7	8	15	10	10	20	3,832	4,282	8,114
46多々良第一	4,857	4,369	9,226	20	14	34	8	8	16	21	15	36	4,850	4,362	9,212
47多々良第二	1,014	1,170	2,184	2	2	4	2	4	6	3	6	9	1,013	1,170	2,183
48八田	2,520	3,115	5,635	5	11	16	7	8	15	4	5	9	2,512	3,101	5,613
49青葉第一	2,529	2,998	5,527	2	3	5	1	2	3	5	7	12	2,531	3,000	5,531
50青葉第二	1,946	2,176	4,122	2	5	7	5	9	14	1	0	1	1,940	2,162	4,102
合計	126,093	137,230	263,323	432	379	811	320	378	698	349	366	715	125,690	136,839	262,529

議案第37号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和7年6月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和7年5月20日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 森 英 鷹

登録を行う日

令和7年6月2日

(根拠条文)

- ・ 議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第14条第1項の規定による。

第二十二條（登録）

市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日(以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。))に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。))には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の日」という。)に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の日後に変更することができる。

同法施行令第十四条（登録日等の告示）

市町村の選挙管理委員会は、法第二十二條第一項の規定による選挙人名簿の登録を行う日を、同項の規定により登録月の一日の直後の同項に規定する地方公共団体の休日以外の日に定めた場合又は同項ただし書の規定により同項に規定する通常の日後に変更した場合には、直ちに当該登録を行う日を告示しなければならない。

議案第 38 号

選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び同法第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和 7 年 5 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 森 英 鷹

閲覧状況 別紙のとおり

（根拠条文）

・議決及び告示 公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。

第二十八条の四第七項（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名）及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

施行規則第三条の四（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地

第二十八条の二第一項

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示日又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

特定の者が 選挙人名簿 に登録され た者である かどうかの 確認	政治活動 (選挙運動 を含む。)	
選挙人	公職の候補者とな ろうとする者(公職 にある者を含む。以 下この条において 「公職の候補者等」 という。)	政党その他の政治 団体
選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た選挙人	選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た公職の候補者等 又は当該公職の候 補者等が指定する 者	選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た政党その他の政 治団体の役員又は は構成員で、当該 政党その他の政治 団体が指定するも の

第二十八条の三第一項

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、同項に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- 一 申出者が国又は地方公共団体(以下この条及び次条において「国等」という。)の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
- 二 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役員又は構成員(他の法人と共同して申出をする場合にあっては、当該他の法人の役員又は構成員を含む。)で、当該法人が指定するもの
- 三 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者

東 区

福市東選告示第 12 号

公職選挙法第28条の2第1項及び同法第28条の3第1項の申出に係る、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間の選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりである。

令和7年5月29日

福岡市東区選挙管理委員会

委員 長 森 英 鷹

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和6年4月22日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部長 杉田 義文 東京都千代田区大手町一丁目7番1号	全国の有権者を対象に実施する世論調査の対象者抽出	照葉第一投票区の45人
令和6年6月3日 令和6年6月4日 令和6年6月5日 令和6年6月6日 令和6年6月7日 令和6年6月10日	参政党福岡第1支部 支部長 池田 耕治 福岡市博多区御供所町10番31号	政治活動	香椎照葉一丁目から七丁目まで
令和6年6月11日	株式会社 サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林 雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	福岡県民ニーズ調査の対象者抽出	筥松一丁目、社領一丁目、多の津四丁目、土井一丁目、舞松原五丁目、松崎四丁目、名島二丁目、香住ヶ丘三丁目、高美台二丁目及び香椎照葉一丁目の100人
令和6年7月11日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮里二丁目40番10号	全国の有権者を対象に実施する時事問題調査（日本の世論2024）の対象者抽出	多々良第一投票区の11人
令和6年7月19日	株式会社 よかネット 代表取締役 山辺 眞一 福岡市博多区中洲中島町3番8号	福岡県ワンヘルスの森四王寺観光マーケティング調査の対象者抽出	塩浜二丁目、香椎照葉三丁目、松島一丁目及び青葉七丁目の40人

令和6年7月24日	株式会社 よかネット 代表取締役 山辺 真一 福岡市博多区中洲中島町3番8号	福岡県ワンヘルスの森四王寺観光マーケティング調査の対象者抽出	塩浜一丁目の10人
令和6年8月9日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮里二丁目40番10号	経済や政治、社会問題などに関する有権者の意識調査の対象者抽出	舞松原六丁目の15人
令和6年8月20日	岩田 考	地方と中央で生活する若者のライフスタイル、移動、政治意識、選挙行動などに関する意識調査の対象者抽出	東区の区域の382人 (20歳から39歳まで)
令和6年9月3日 令和6年9月4日	日本維新の会衆議院福岡県第1選挙区支部 支部長 山本 剛正 福岡市博多区大井二丁目13番23号	政治活動	美和台第一投票区、美和台第二投票区、和白第一投票区、和白第二投票区、和白東第一投票区及び和白東第二投票区
令和6年9月6日 令和6年9月9日	日本維新の会衆議院福岡県第1選挙区支部 支部長 山本 剛正 福岡市博多区大井二丁目13番23号	政治活動	香住ヶ丘第一投票区、香住ヶ丘第二投票区、香椎第一投票区、香椎第二投票区及び三苦投票区
令和6年9月12日	朝日新聞東京本社 世論調査部長 金子 桂一 東京都中央区築地五丁目3番2号	世論調査の対象者抽出	城浜投票区及び舞松原第一投票区の20人
令和6年9月13日 令和6年9月19日	立憲民主党福岡県第1区総支部 総支部長 丸尾 圭祐 福岡市東区馬出五丁目40番11号	政治活動	志賀第一投票区、志賀第二投票区、志賀第三投票区、照葉第一投票区及び照葉第二投票区
令和6年9月18日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋一丁目7番1号	日本世論調査会・共同通信社世論調査の対象者抽出	香椎東第一投票区、西戸崎第一投票区及び松島第二投票区の36人

令和6年9月25日	読売新聞東京本社 編集局 世論調査部長 杉田 義文 東京都千代田区大手町一丁目7番1号	全国の有権者を対象に実施する世論調査の対象者抽出	和白東第二投票区の45人
令和6年10月4日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 岩本 義孝 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	箱崎第三投票区
令和6年10月7日 令和6年10月8日 令和6年10月10日 令和6年10月11日	立憲民主党福岡県第1区総支部 総支部長 丸尾 圭祐 福岡市東区馬出五丁目40番11号	政治活動	千早投票区、城浜投票区、照葉第一投票区及び照葉第二投票区
令和6年11月14日	株式会社 サーベイリサーチセンター 九州事務所 所長 林 雅保 福岡市博多区博多駅東二丁目6番26号安川産業ビル4階	男女共同参画社会に向けた県民意識調査の対象者抽出	箱崎一丁目、筥松四丁目、馬出一丁目、社領一丁目、松田一丁目、多の津四丁目、八田二丁目、みどりが丘一丁目、舞松原二丁目、若宮三丁目、名島四丁目、香椎浜三丁目、香椎台四丁目、香椎駅東一丁目、唐原五丁目、和白三丁目、高美台二丁目、美和台五丁目、大岳三丁目、雁の巣一丁目及び香椎照葉一丁目の210人
令和6年11月18日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座五丁目15番8号	現代日本の平等についての市民アンケートの対象者抽出	千早六丁目の30人
令和7年1月15日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 岩本 義孝 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	名島一丁目から五丁目まで
令和7年2月3日	日本共産党福岡東・博多地区委員会 委員長 岩本 義孝 福岡市博多区千代四丁目19番18号	政治活動	名島一丁目、三丁目及び五丁目
令和7年2月12日	日本共産党福岡東・博多地区委員会	政治活動	名島三丁目から五丁

	委員長 岩本 義孝 福岡市博多区千代四丁目 19 番 18 号		目まで
令和7年2月27日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座五丁目 15 番 8 号	投票行動とメディアに関する世論調査の対象者抽出	馬出二丁目の12人

在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について

公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する公職選挙法第 28 条の 2 第 1 項及び同法第 28 条の 3 第 1 項の申出に係る、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況（総務省令で定めるものを除く。）は、次のとおりであり、その旨を告示により公表する。

令和 7 年 5 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 森 英 鷹

閲覧状況 在外選挙人名簿の抄本の閲覧(総務省令で定めるものを除く。)はなかった。

(根拠条文)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第 30 条の 12 の規定により準用する公職選挙法第 28 条の 4 第 7 項及び同法施行規則第 3 条の 4 の規定による。

第三十条の十二（在外選挙人名簿の抄本の閲覧等）

第二十八条の二から第二十八条の四までの規定は、在外選挙人名簿について準用する。この場合において、第二十八条の二第一項中「第二十四条第一項各号に定める」とあるのは、「第三十条の八第一項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

第二十八条の四第七項（選挙人名簿の抄本の閲覧に係る勧告及び命令等）

市町村の選挙管理委員会は、その定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、第二十八条の二第一項及び前条第一項の申出に係る選挙人名簿の抄本の閲覧（総務省令で定めるものを除く。）の状況について、申出者の氏名（申出者が国等の機関である場合にあってはその名称、申出者が法人である場合にあってはその名称及び代表者又は管理人の氏名）及び利用目的の概要その他総務省令で定める事項を公表するものとする。

施行規則第三条の四（選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表）

法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める閲覧は、選挙人が本人又は当該選挙人と同居している者について選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を行うためにした閲覧とする。

- 2 法第二十八条の四第七項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 閲覧の年月日
- 二 閲覧に係る選挙人の範囲
- 三 申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地

第二十八条の二第一項

(登録の確認及び政治活動を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示日又は告示の日から選挙の期日後五日に当たる日までの間を除き、次の表の上欄に掲げる活動を行うために、同表の中欄に掲げる者から、選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、その活動に必要な限度において、それぞれ同表の下欄に掲げる者に選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

	政治活動 (選挙運動を含む。)	特定の者が 選挙人名簿 に登録され た者である かどうかの 確認
政党その他の政治 団体	公職の候補者とな ろうとする者(公職 にある者を含む。以 下この条において 「公職の候補者等 という。)	選挙人
選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た政党その他の政 治団体の役職員又 は構成員で、当該 政党その他の政治 団体が指定するも の	選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た公職の候補者等 又は当該公職の候 補者等が指定する 者	選挙人名簿の抄本 の閲覧の申出をし た選挙人

第二十八条の三第一項

(政治又は選挙に関する調査研究を目的とした選挙人名簿の抄本の閲覧)

市町村の選挙管理委員会は、前条第一項に定めるもののほか、統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で公益性が高いと認められるもののうち政治又は選挙に関するものを実施するために選挙人名簿の抄本を閲覧することが必要である旨の申出があった場合には、同項に規定する期間を除き、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める者に、当該調査研究を実施するために必要な限度において、選挙人名簿の抄本を閲覧させなければならない。

- 一 申出者が国又は地方公共団体（以下この条及び次条において「国等」という。）の機関である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした国等の機関の職員で、当該国等の機関が指定するもの
- 二 申出者が法人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした法人の役職員又は構成員（他の法人と共同して申出をする場合にあっては、当該他の法人の役職員又は構成員を含む。）で、当該法人が指定するもの
- 三 申出者が個人である場合 選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をした個人又はその指定する者